

法科大学院について

(文部科学省提出資料)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

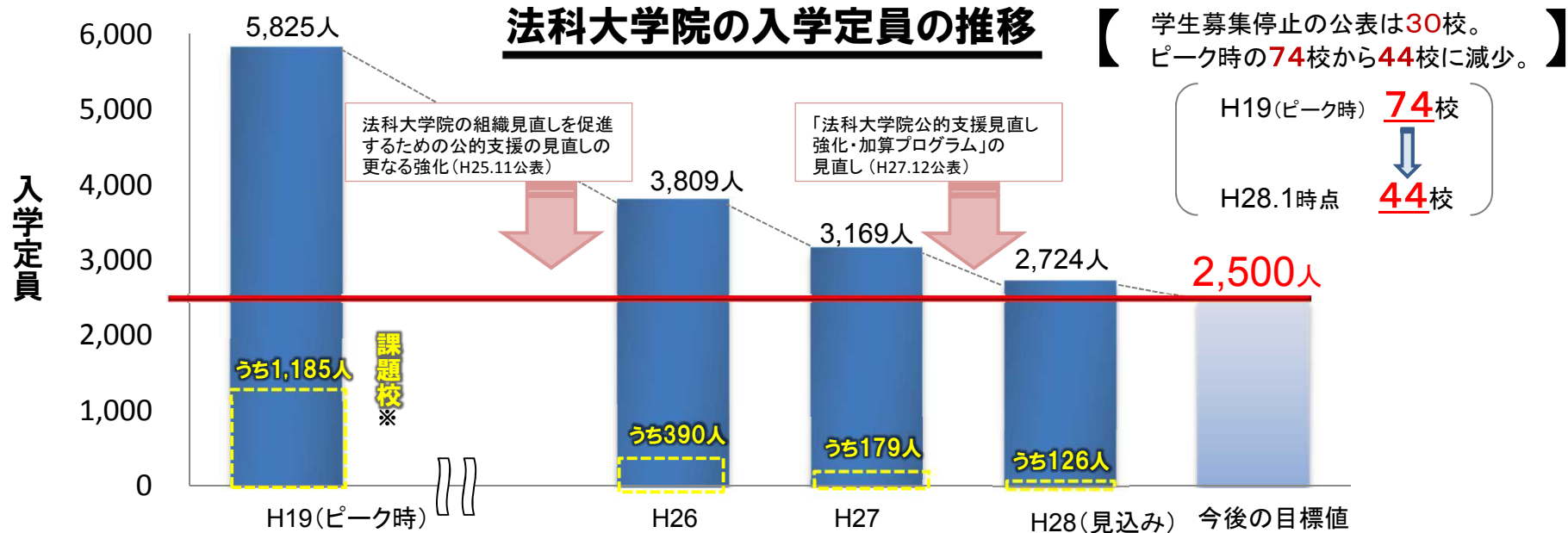
【資料2-1】

法科大学院の入学定員の推移と当面の目指すべき規模

- 公的支援の見直し強化策等を通じて法科大学院の自主的な組織見直しを促進してきた結果、**平成28年度の入学定員は2,724人まで縮小する見込み**。
- 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定における法曹人口の提言(※)を踏まえ、同11月に、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、**目指すべき法科大学院の定員規模としては、当面2,500人程度とし、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図る**、などの提言がまとめられた。
- 文部科学省においては、これらの提言を踏まえ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(次頁参照)の見直しを行った。

※【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第2 今後の法曹人口の在り方 より抜粋】

当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。



※ 課題校: 司法試験累積合格率が全国平均の半分未満の22校(H28.1時点)。なお、22校のうち19校は、既に募集停止を表明している。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 文部科学省では、平成27年度予算より、各法科大学院に対する公的支援(国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金)についてメリハリのある予算配分を実施。

※司法試験合格率や定員充足率等の客観的指標に基づき3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された取組の内容に応じて加算額を設定。

【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2具体的方策 より抜粋】

「(1)法科大学院の組織見直し」における記載

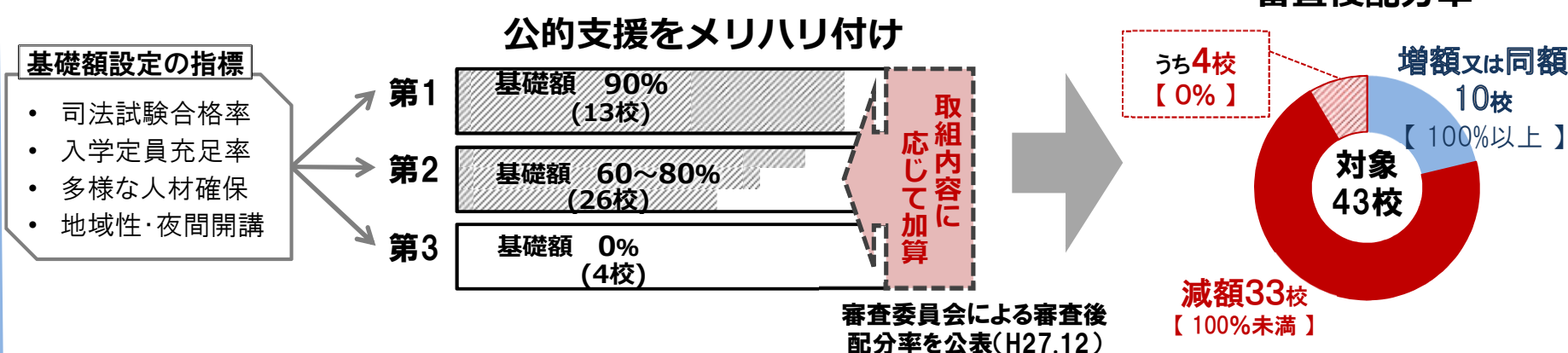
平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

「(2)教育の質の向上」における記載

我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。

公的支援の見直し強化・加算プログラム 【H25.11公表/H27予算から適用】

【平成28年度 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果(対象43校)】



平成28年度 加算プログラム審査において加算対象となった取組(テーマ別)

継続教育(15) 地域貢献、新たな職域への就職支援(14) 国際化対応(12) 早期卒業・飛び入学、学部との連携(10)
未修者教育(8) 大学間連携(7) ICTの活用など、多様なニーズへの対応(6) 研究者養成(4) 女性法曹養成(2)

※ 括弧内は取組数。

※ 加算対象となるのは、審査委員会において、「卓越した優れた取組」、「特に優れた取組」、「優れた取組」のいずれかと評価された取組であり、計78取組。(申請総数は189取組)

今後

平成29年度予算からは、基礎額の算定根拠となる指標に「入学者選抜における競争倍率」を導入して学生の質の確保を促すとともに、「司法試験合格率」が高い(6~7割以上)法科大学院を積極的に評価するなど、各法科大学院における教育改善を促す。

認証評価の厳格化

- 各法科大学院は学校教育法上の規定に基づき、**認証評価を5年ごとに受審すること**とされている。
- 現在、**法科大学院の認証評価は大学評価・学位授与機構、日弁連法務研究財団、大学基準協会の3機関において実施**されており、各機関が**文部科学省令に基づき大学評価基準を定めている**。
- 平成27年3月、文部科学省令を改正し、入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率という**客観的指標を評価基準として活用し、認証評価への適合・不適合の判定の厳格化**を図ることとした。
- 平成28年1月までに上記3機関はそれぞれの認証評価基準を改正しており、**平成28年度からの認証評価においては新基準のもと判定**が行われることになっている。(平成32年度までに全法科大学院が新しい基準による評価を受審終了予定)

大学評価基準の改正例

◆司法試験合格率：大学評価・学位授与機構の大学評価基準の例(H27.6改正)

【1-1教育の理念及び目標 1-1-2重点基準(教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。)解釈指針1-1-2-2】
次の各号に定める司法試験の合格状況に関する指標のいずれかに該当する場合には、教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されているとはいえない。ただし、法学未修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情等を勘案し、判断するものとする。

- (1) 5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の2分の1に満たない年度が、評価を実施する年度を含めて3回以上あること。
- (2) 5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価を実施する年度の前年度の末までの5年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないこと。

◆入学者選抜における競争倍率：日弁連法務研究財団の大学評価基準の例(H27.12改正)【2-1入学者選抜 3. 解説】

入学者選抜試験の受験者数が入学定員を下回る場合、競争倍率(受験者数÷合格者数)が2倍を下回る場合などには、「法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者」を選抜するよう特に慎重な配慮、取り組みが要求される。

◆入学定員充足率：大学基準協会の大学評価基準の例(H27.11改正)【4. 学生の受け入れ 定員管理、留意事項(1)】

- ・入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ過度(10%以上)の超過、又は過度(50%以上)の不足となっていないこと。
- ・入学者数が、10名未満となっていないこと。



文部科学省としては、各認証評価機関において、厳格化された新基準に基づき認証評価が公正かつ適確に実施されることを確保するべく、各機関における新基準の運用状況を注視していく。

共通到達度確認試験(仮称)

- 共通到達度確認試験(仮称)は、各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、**全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。**
- 現在、平成30年度の本格実施に向けて、運営を担う大学(東京大学、一橋大学、京都大学)を中心に試行が進められており、平成28年3月に2回目の試行試験が実施される予定。

【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2具体的方策(2)教育の質の向上より抜粋】

文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験(仮称)(以下「確認試験」という。)について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第1回の試行のポイント

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題
- ◆ **57校の484名**の学生が受験(対象811名)
- ◆ 最高点・最低点・平均点、得点分布表、設問ごとの正解・正答率の一覧等のデータを公表

試験科目	試験時間	問題数(満点)	平均点	3科目合計平均
憲法	50分	30問(100点)	57.8点	217.6点 350点満点 得点率62.2%
民法	75分	45問(150点)	99.4点	
刑法	50分	30問(100点)	60.3点	

※すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準(ミニマム・スタンダード)を示すものとして、2010年に策定された。

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

第2回試行のポイント(第1回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、**2年次学生(未修者・既修者)も対象**)
- ◆ 各学年とも共通の問題(科目:憲法・民法・刑法)を用いて実施
- ◆ **受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集**

【第3回試行(H29予定)】7科目まで科目を拡大見込み

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の4科目を追加した7科目で実施予定

今後

平成30年度を目途とした本格実施に向け、以降も検討・試行を重ねる。

適性試験の在り方

- 法科大学院全国統一適性試験は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、未修者・既修者を問わず全ての法科大学院志願者について、法律学についての学識ではなく、**法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す試験**。
- 適性試験については、法科大学院志願者の減少(特に法学未修者)等の状況変化を受け、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の下に、適性試験の在り方に関し、専門的な調査・分析・検討を行う、「**法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ**」を平成27年9月設置。

【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2具体的方策(2)教育の質の向上より抜粋】
文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

ワーキング・グループにおける検討状況 (平成27年11月24日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 資料2-1より)

<適性試験管理委員会からのヒアリングを実施>

適性試験の実施状況や、適性試験スコアと法科大学院の成績・司法試験合否に一定の相関性がある旨の報告がなされた。

<法科大学院へ適性試験の活用状況調査を実施>

未修者入試における有用性については肯定的・否定的双方の回答があった一方、既修者入試については否定的な回答が大半を占めた。**適性を判断する手段として、未修者については小論文や面接、既修者については法律科目試験や学部成績が有効であるとの回答が多数を占めた。**

<審議における主な御意見>

- ◆ 「法科大学院の履修の前提として要求される資質」について改めて確認することが必要
- ◆ 法科大学院を取り巻く状況が変化(志願者の大幅な減少等)していることを踏まえた審議が必要
- ◆ 適性試験運営にかかるコストや、統一性に対する考え方を考慮しつつ、法学未修者に対象者を限定することの是非の検討が必要
- ◆ 入学最低基準点の設定について、その根拠を振り返るとともに、現在の受験者数を考慮した上で、基準点の見直しも含め、妥当性の検討が必要
- ◆ 進級判定の厳格化を考慮し、入学後の学修状況も含めた適性判定についての検討が必要
- ◆ 適性試験の実施回数、地方における受験機会、試験結果の複数年利用等の運営改善についても検討が必要

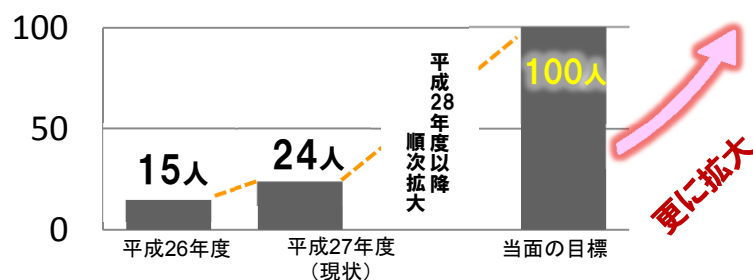
今後 → **適性試験の在り方について、平成27年度中に法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループにおいて結論を出す。**

早期卒業・飛び入学制度を活用した時間的負担の軽減

- 法科大学院では、学部の早期卒業(※1)による入学や、法科大学院への飛び入学(※2)を受け入れており、これが法学既修者コース(修業年限2年)と組み合わせさせた場合には、**5年間(3年+2年)で司法試験受験資格を得ることができる。**
- 文部科学省としては、各法科大学院における早期卒業・飛び入学制度の活用を促すため、「**法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム**」において、**同制度を活用した取組には公的支援の加算を行うこと**としている。

※1 在学3年間で卒業 ※2 学部3年次終了時点で大学院に入学、学部は中退扱い

早期卒業・飛び入学制度を活用した既修者コースへの入学者数



【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日)
第3法科大学院 2具体的方策(3)経済的・時間的負担の軽減】

文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在席した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

各法科大学院における取組事例 ※平成28年度審査で加算対象となった早期卒業・飛び入学に関する取組(計10取組)

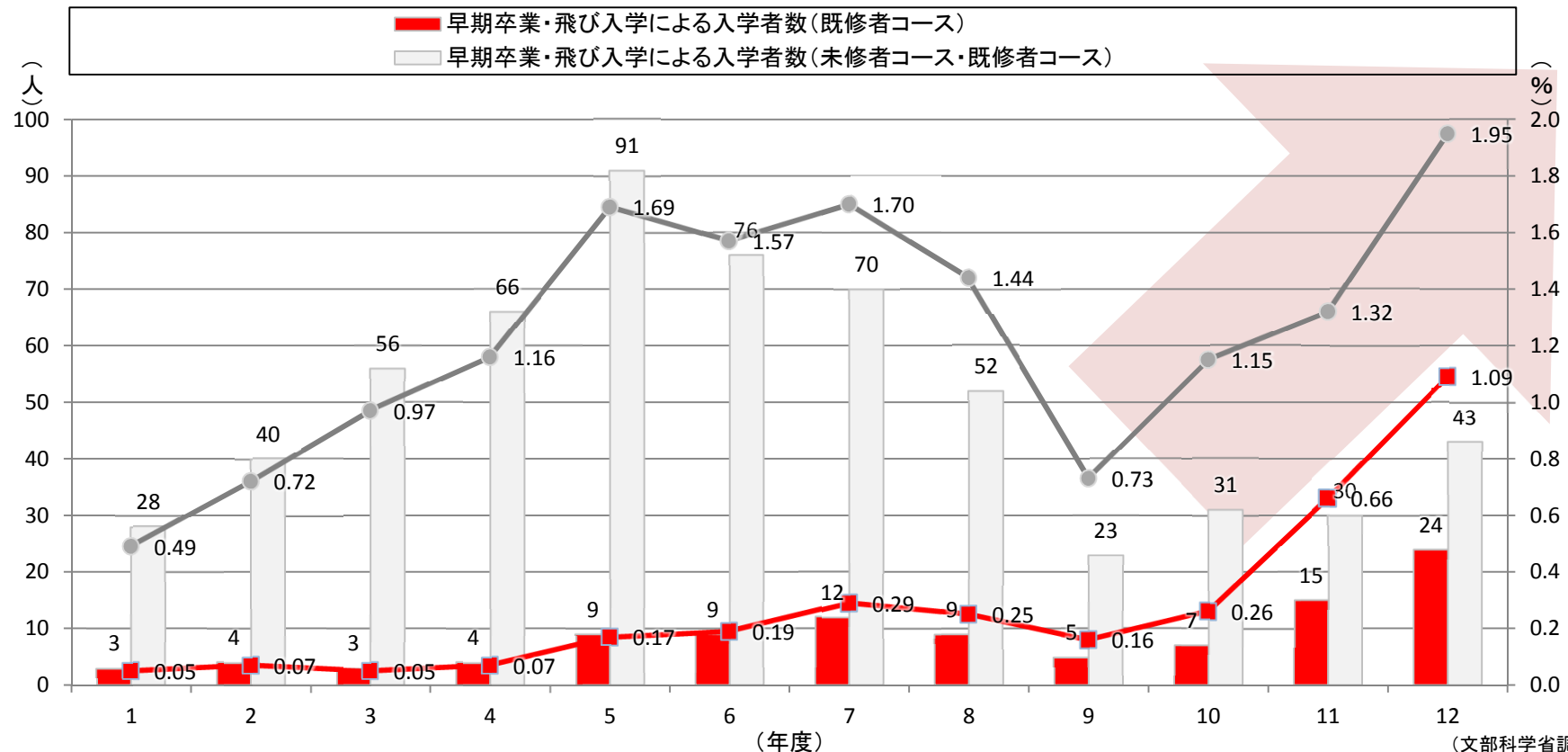
- | | |
|-------------|---|
| 北海道
一橋 | 学部からの一貫教育を目指した「先導的な教育システムの構築」
法科大学院進学促進プログラム:学部学生並びに多様な知識・経験を有する幅広い人材の法科大学院への進学を促すために
〔学部学生の法科大学院への進学を促進するためのプログラム(弁護士による講演会、地方での説明会等)や、入試制度改革(飛び級制度の拡充、入試の複線化)を実施〕 |
| 京都 | 優秀者を対象とする「3年次飛び入学」を活用した法曹養成プロセスの構築
〔法学系学部3年次に在学する優秀な学生に、早期に法科大学院に入学する道を開き、法科大学院を経て法曹の道に進むことを志せるようにするため、法学既修者枠への出願資格を認める「3年次飛び入学」を実施〕 |
| 大阪
神戸 | コンタクトチャートシステムを活用した質の保障を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組
飛び入学を活用した学部教育との連携の強化・拡大
〔法学既修者コース志願者に、飛び入学による出願を認め、また、編入学を経験した者への配慮や休学期間のある者の出願をも可能とするべく、法学未修者コースと合わせて、出願資格を一部改める等の見直しを実施〕 |
| 九州 | 確実に法曹に導くための教育の充実・強化プログラム
〔学部・法科大学院5年一貫型教育(本学法学部から既修者コースへの進学者対象)〕 |
| 創価
同志社 | 法学部教育と連携した早期卒業を活用した優秀者養成コースの設置
法学部との連携に基づく一貫教育プログラム
〔法学部との連携による学部段階での学修支援の充実や優秀者に対する早期卒業制度の活用などにより、一貫した教育プログラムを構築〕 |
| 立命館
関西学院 | 早期卒業・飛び入学を対象とした法学既修者のための特別入試(E特別入試)の導入
早期卒業支援を軸とした法学部教育との連携プログラム |

今後▶ 早期修了コースを確立させ、将来的には更なる拡大を目指す。

早期卒業・飛び入学制度の状況①

○ 早期卒業・飛び入学制度を利用した既修者コースへの入学者数は平成24年度以降一貫して増加しており、平成27年度には24名が早期卒業・飛び入学制度を利用して既修者コースへ入学している。

	早期卒業・飛び入学による入学者数【うち早期卒業による入学者数】 (当該年度の入学者数全体に占める割合)											
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
既修者(人)	3【0】 (0.05%)	4【0】 (0.07%)	3【1】 (0.05%)	4【1】 (0.07%)	9【4】 (0.17%)	9【5】 (0.19%)	12【5】 (0.29%)	9【7】 (0.25%)	5【3】 (0.16%)	7【3】 (0.26%)	15【12】 (0.66%)	24【14】 (1.09%)
合計(人) ※ 未修者・既修者	28【3】 (0.49%)	40【7】 (0.72%)	56【9】 (0.97%)	66【29】 (1.16%)	91【49】 (1.69%)	76【39】 (1.57%)	70【38】 (1.70%)	52【32】 (1.44%)	23【13】 (0.73%)	31【12】 (1.15%)	30【19】 (1.32%)	43【23】 (1.95%)



早期卒業・飛び入学制度の状況②

- 早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースへ入学した学生の司法試験合格率(※)は、68.2%であり、他の学生の司法試験合格率よりも高くなっている。

※司法試験受験期間の終了した平成17～21年度修了者の司法試験合格率

入学状況について

	入学者数[人] (全体に占める割合)		うち早期卒業・飛び入学による入学者数[人] (全体に占める割合)		早期卒業・飛び入学による入学者の実績がある大学[校]	
	平成16～27年度		平成16～27年度		平成16～27年度	
		うち平成27年度		うち平成27年度		うち平成27年度
既修者	23,021 (45.0%)	1,431 (65.0%)	104 (0.2%)	24 (1.1%)	16	12
未修者	28,091 (55.0%)	770 (35.0%)	502 (1.0%)	19 (0.9%)	35	8
計	51,112 (100%)	2,201 (100%)	606 (1.2%)	43 (2.0%)	37	18

司法試験合格状況について

(文部科学省調べ)

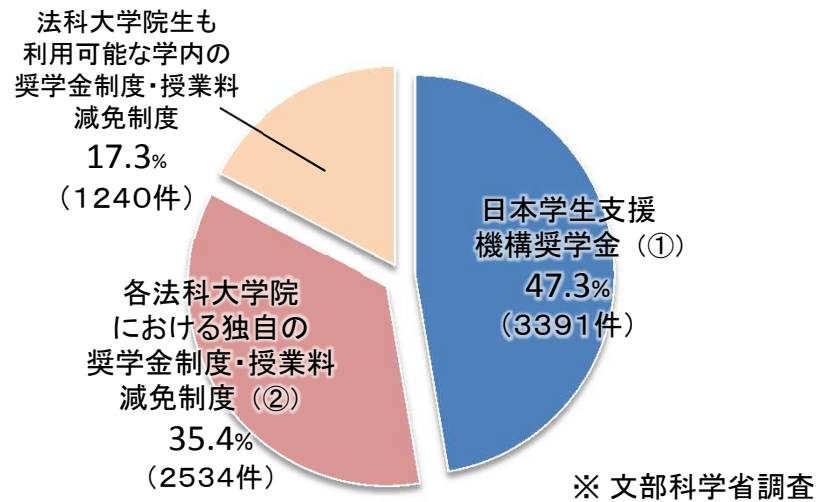
	司法試験受験期間の終了した平成17～21年度修了者の司法試験合格状況			うち早期卒業・飛び入学により入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
既修者	10,093 (47.4%)	6,767 (63.9%)	67.0%	22 (0.1%)	15 (0.1%)	68.2%
未修者	11,198 (52.6%)	3,828 (36.1%)	34.2%	160 (0.8%)	107 (1.0%)	66.9%
計	21,291 (100%)	10,595 (100%)	49.8%	182 (0.9%)	122 (1.2%)	67.0%

(文部科学省調べ)

経済的支援の充実

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約116万円(※)となっており、こうした経済的負担軽減のため、多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、**有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円**となっている。
- 平成28年度入学者選抜において学生募集を行っている法科大学院は全て、**法科大学院又は大学独自の奨学金制度が授業料減免制度のいずれかを設けている**。そのうち法科大学院独自の奨学金制度や授業料減免制度を有しているのは34校(全体45校中、75.6%)。 ※ 平成27年度に学生募集を行っている私立大学法科大学院の授業料、実入学者数を基に、加重平均により算出。

【法科大学院生が活用している経済的支援の内訳】



※複数の経済的支援を受けている学生もいる。

① 日本学生支援機構奨学金における法科大学院生への貸与実績(平成25年度)

貸与人数		貸与額	
無利子奨学金	2,729人	無利子奨学金	25億円
有利子奨学金	1,095人	有利子奨学金	17億円
(うち併用貸与)	766人	合計	43億円
合計(実数)(A)	3,058人		

※ 貸与基準を満たす希望者全員へ貸与

② 各法科大学院における独自の奨学金制度・授業料減免制度(例)

東京大学

名称 : 法科大学院奨学金 (長島・大野・常松奨学金、森・濱田松本奨学金等、複数の法律事務所の寄付による奨学金)

対象 : 25名

種類(給付額): 給付(月額8万円)

※東京大学法科大学院便覧【平成27年度】より

慶應義塾大学

名称 : 慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)奨学給付制度

対象 : 20名 (入学試験成績優秀者、2年目以降はその前年次の成績により継続)

種類(減免額): 減免(授業料全額: 1年次135万円、2年次145万円)

※上記対象枠外の場合、年額40万円給付

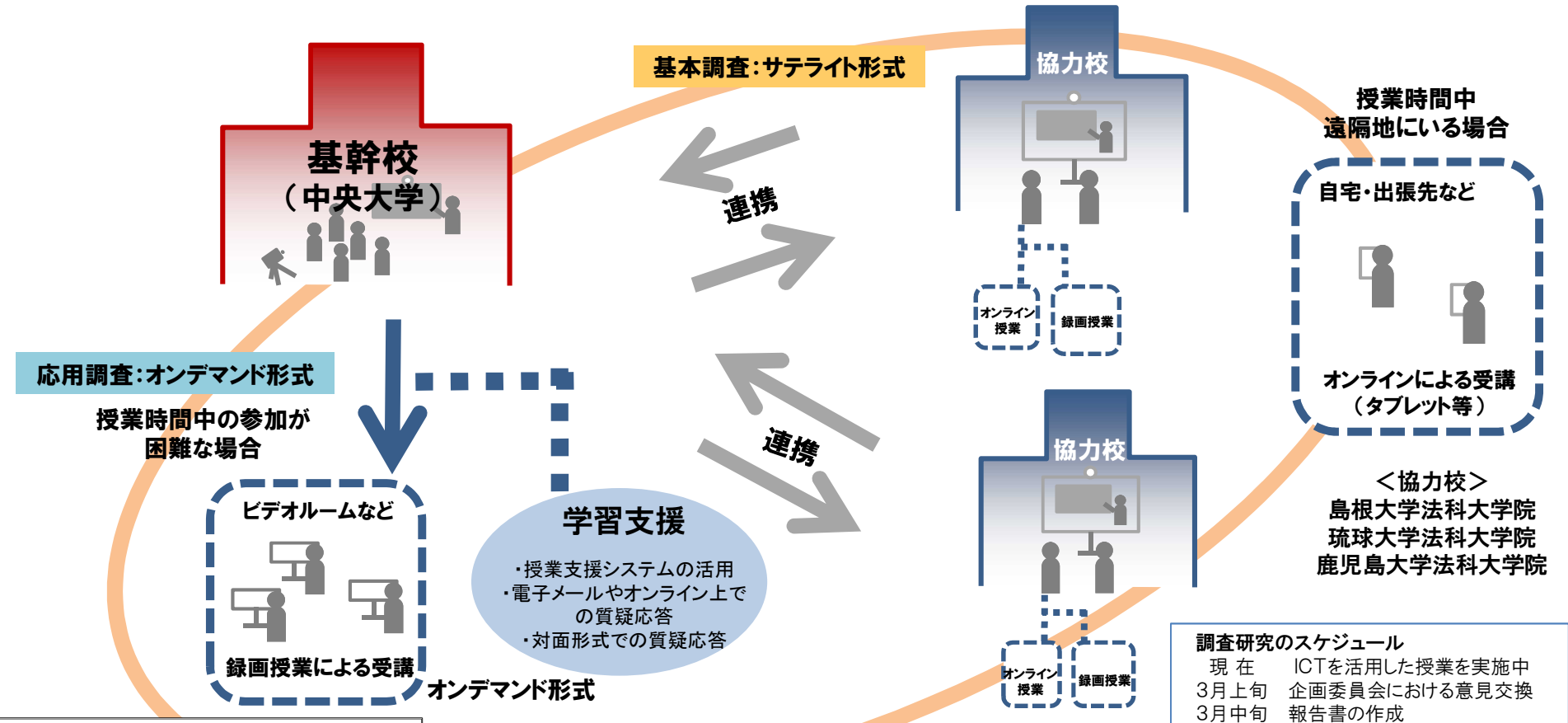
※慶應義塾大学法科大学院ホームページ【平成27年度】より

今後

文部科学省としては、マイナンバー制度の導入を前提に、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入や地方定着の促進に向けた奨学金返還の支援の充実等、日本学生支援機構における奨学事業の推進を図る。

ICTを活用した教育 (平成27年度先導的大学改革推進委託事業)

- 平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、**地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等**に対する**ICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施**について、平成28年度までの間に実証的な調査研究等を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。



各法科大学院における取組事例

※ 平成28年度「法科大学院公的支援強化・加算プログラム」において加算対象となったICTに関する取組(計2取組)

筑波大学 : 場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践

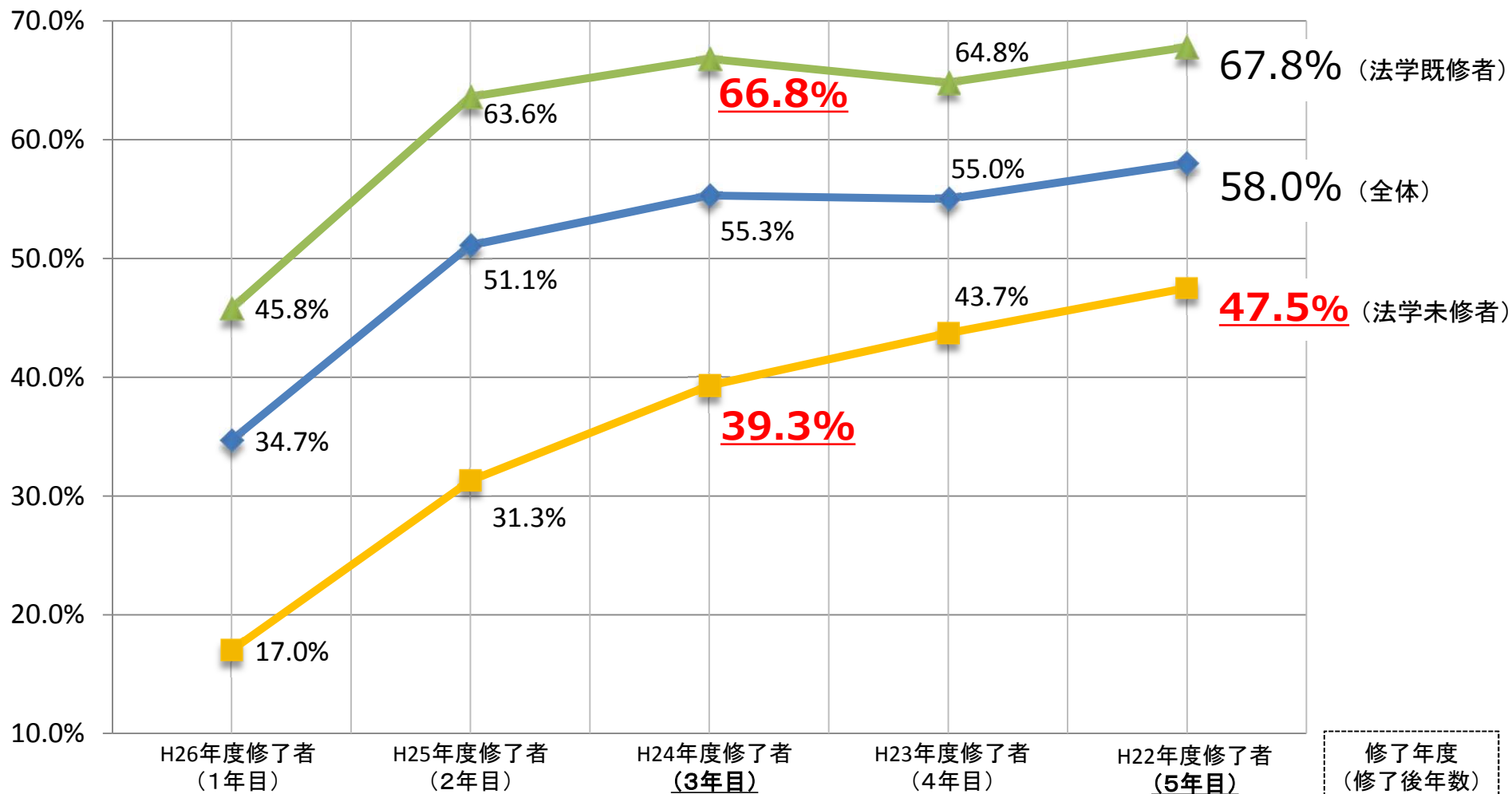
地方を結ぶ「サテライト方式」、出張先等の社会人学生を結ぶ「モバイル方式」による同時性と双方向性・多方向性を確保したオンライン授業を実施。

中央大学 : ICTを活用した授業の導入に向けた取組

社会人や地方在住者など、誰にとっても学びやすい学修環境を整えるため、ICTを活用した授業の本格導入を目指して実証研究を行う。

(参考)直近の修了年度別司法試験累積合格率

法学既修者 ▲ : 修了後3年目となる修了者の司法試験累積合格率は約7割
法学未修者 ■ : 修了後5年目となる修了者の司法試験累積合格率は約5割
修了後3年目となる修了者の司法試験累積合格率は約4割



※ 募集停止・廃止校を除く45校を対象として、平成27年司法試験までのデータを用いて算出している。
※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数の中の司法試験実受験者数を用いて算出している。
※ 横軸における各点はそれぞれ対象者が異なるため、純粋な経年変化を表すグラフではない。